

長久手市障がい者基幹相談支援センター（長久手市委託事業）

事業内容

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行います。

事業内容の詳細

1.長久手市障がい者基幹相談支援センター事業

1. 総合的・専門的な相談支援の実施
2. 地域の相談支援体制強化の取組
3. 地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成
4. 地域の相談機関との連携強化
5. 地域移行・地域定着支援の促進の取組
6. 権利擁護・虐待の防止
7. その他

社会資源の情報収集・共有化、本市の課題把握・課題解決のための施策の展開、災害時における障がい者等の避難支援に関する体制整備等、対応困難者に対する計画相談支援等の実施、セルフプラン検証及び作成者への助言等、その他市長が必要と認める事業

運営日時

午前 9 時から午後 5 時まで（火曜日から日曜日）

休止日

長久手市福祉の家休館日に同じ

（休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）及び 12 月 28 日から 1 月 4 日）

連絡先

電話：0561-64-2333

ファックス：0561-64-2337

メールアドレス：shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp

夜間連絡先（17:00-翌 9:00）電話：090-6358-5609

※相談が混み合う場合がありますので、相談をご希望の方はあらかじめご予約ください。

※夜間連絡先は緊急時用の連絡先です。緊急時以外は営業時間内にセンターまでお問い合わせください。

すぐにご対応ができない場合がございますので、その際は折り返しご連絡させていただきます。（着信者番号の通知をお願い致します）

障がい者への虐待に関する相談窓口

障がい者への虐待に関する相談や障がい者への虐待と思われる場面を見かけた場合は、長久手市障がい者虐待防止センター（長久手市役所福祉課（0561-56-0614）又は長久手市障がい者基幹相談支援センター（0561-64-2333））にご相談ください。

※現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は 110 番で警察へ、重篤な疾病がある場合は 119 番で消防署へ通報してください。

アクセス

所在地

住所：〒480-1102 愛知県長久手市前熊下田 171 長久手市福祉の家内 1 階

